４．工事標示板及び迂回路の施設

（白　紙）

道路工事現場における標示施設等の設置基準について

道 発 第３７２ 号
昭和37年8月30日

道路局長から　各地方建設局長
北海道開発局長　あて

標記については､道路工事現場における道路交通の安全かつ円滑な運行を確保するため、今般、別添のとおり「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を定めたから、遺憾のないよう実施せられたく通知する。

なお、先の「直轄道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和 34 年 5 月 25 日道発第 237 号建設省道路局長通達）はこれを廃止し、今後、標記基準により実施することとしたので、御了知ありたい。

【参考】

１．工事名標示板

河川工事等で工事区間の起終点付近の見易い箇所に設置する。

２．まわり道の標示

まわり道の入口に（１）のまわり道標示板を設置し、まわり道の途中の各交差点においては、参考（１)、(２）に示す要領により、補助板（２）等を設置するものとする。

３．防止柵等

危険､立入禁止のため柵を設ける場合は､当該箇所にバリケード等適当な設備を行い、必要な標識類を設置する。

（保安施設設置基準(案)を参考とする）

道路工事現場における標示施設等の設置基準

国 道 利 第 ３ ７ 号
国道国防第２０５号
一部改正　平成１８年3月３１日

国土交通省道路局長から　東北地方整備局長あて

道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について

標記については、工事情報の提供の改善等のため、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（昭和３７年８月３０日付け 道発第３７２号 建設省道路局長通達）等の一部を下記のとおり改正し、平成１８年４月１日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

（道路工事の標示）

１　道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式１を参考とするものとする。

（１）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

（２）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（３）工事種別

工事種別(舗装修繕工事等)を標示するものとする。

（４）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（５）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

２　車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（１）を参照）

（迂回路の標示）

３　道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（１２０－Ａ、１２０－Ｂ）を設置するものとする。（参考（２）及び参考（３）を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式２を参考とするものとする。

（色彩）

４　道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅１０㎝）を用いるものとする。

（管理）

５　道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表　様式１


114cm
140cm
ご迷惑をおかけします
〇〇〇〇〇〇を
なおしています
平成〇年〇月〇日まで
時 間 帯　21:00 ～ 6:00
舗 装 修 繕 工 事
発注者　国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所〇〇出張所
電話　〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
施工者　〇〇〇〇建設株式会社
電話　〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

別表様式２


まわり道450M
150M先国道工事につき
まわり道をお廻り下さい
〇〇市
工事中通行止
現在地
国土交通省 ××××事務所
（電話） xxx－xxxx－xxxx
140cm
110cm

別表備考

一　様式１

（１）色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

（２）縁の余白は２cm、縁線の太さは１cm、区画線の太さは０．５cmとする。

二　様式２

（１）色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

（２）縁の余白は２cm、縁線の太さは１cmとする。

参考（１）　車線の一部分が工事中の場合の標示例

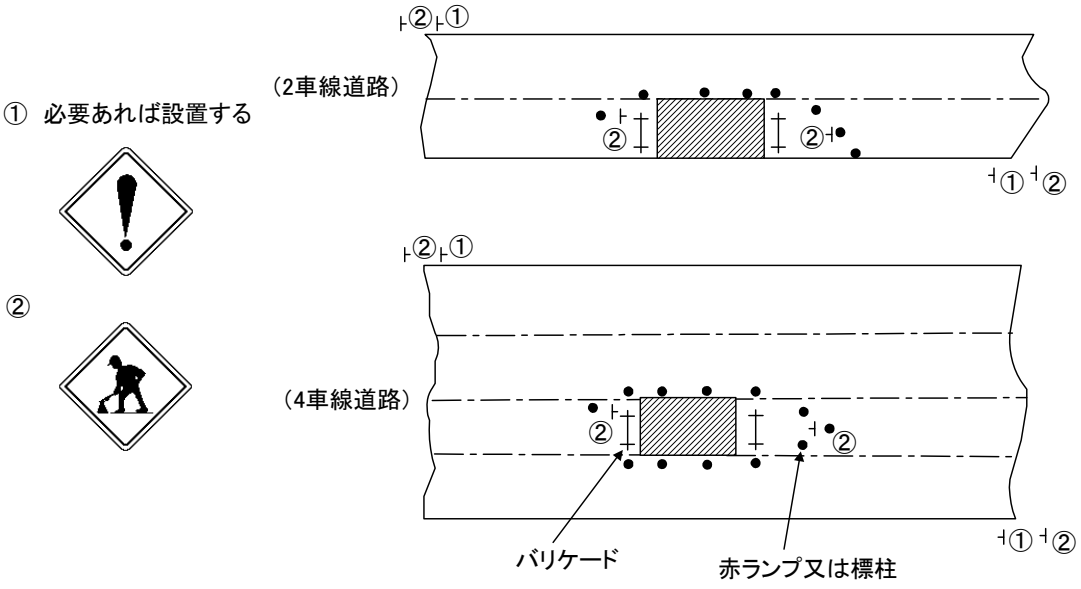

参考（２）　工事中迂回路の標示例（市街部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）

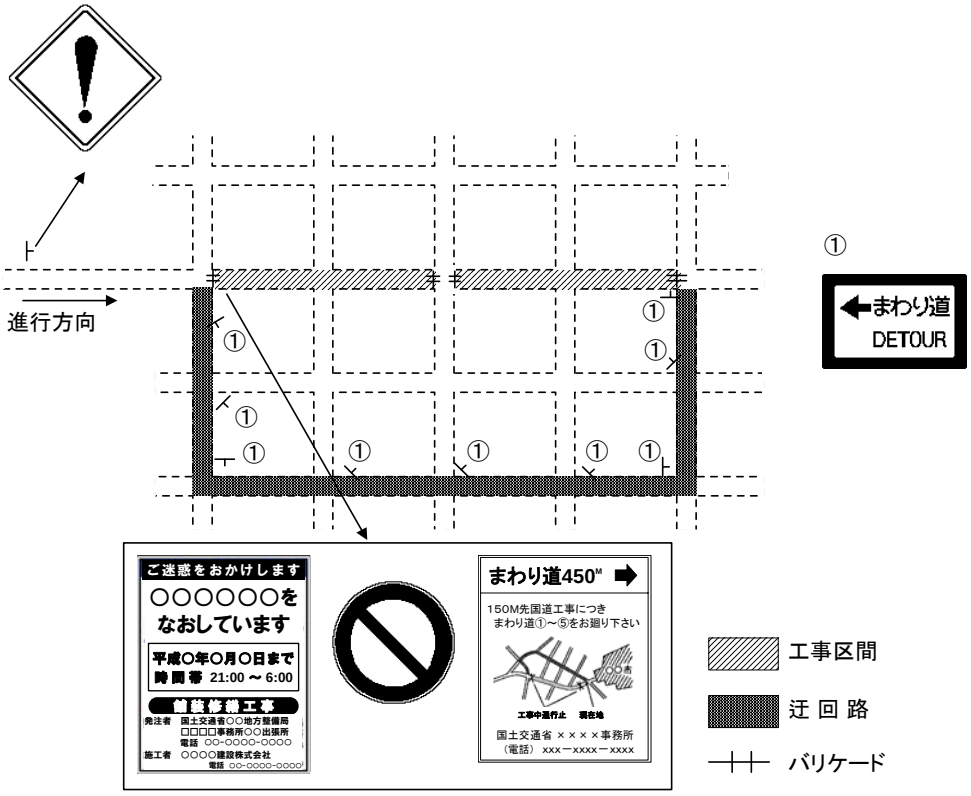

参考（３）　工事中迂回路の標示例（地方部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）

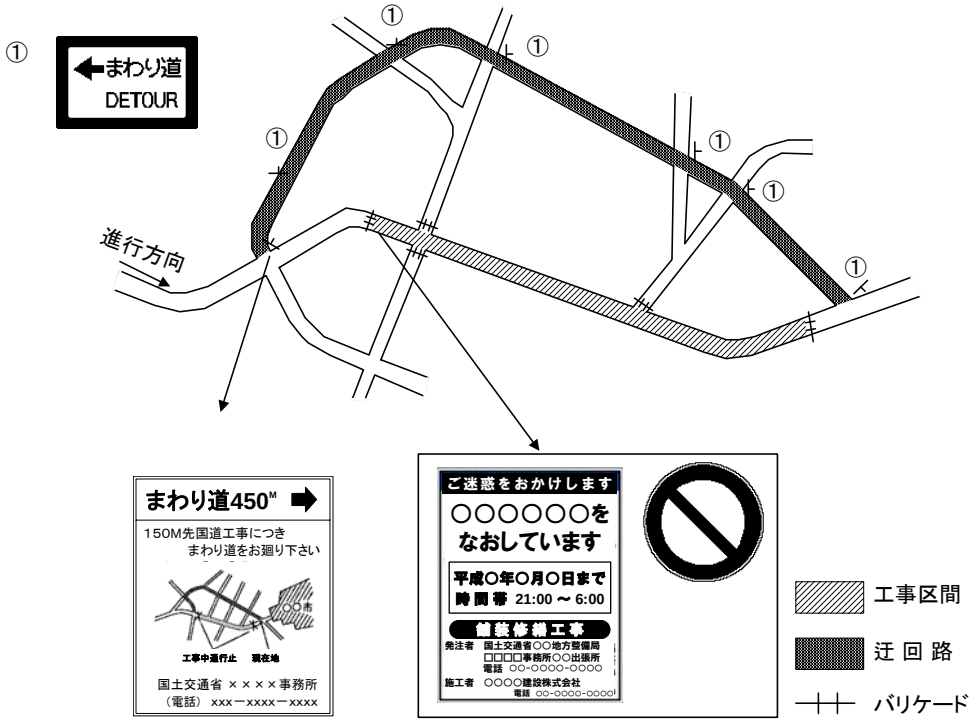

参考（４）　設置方法の一例

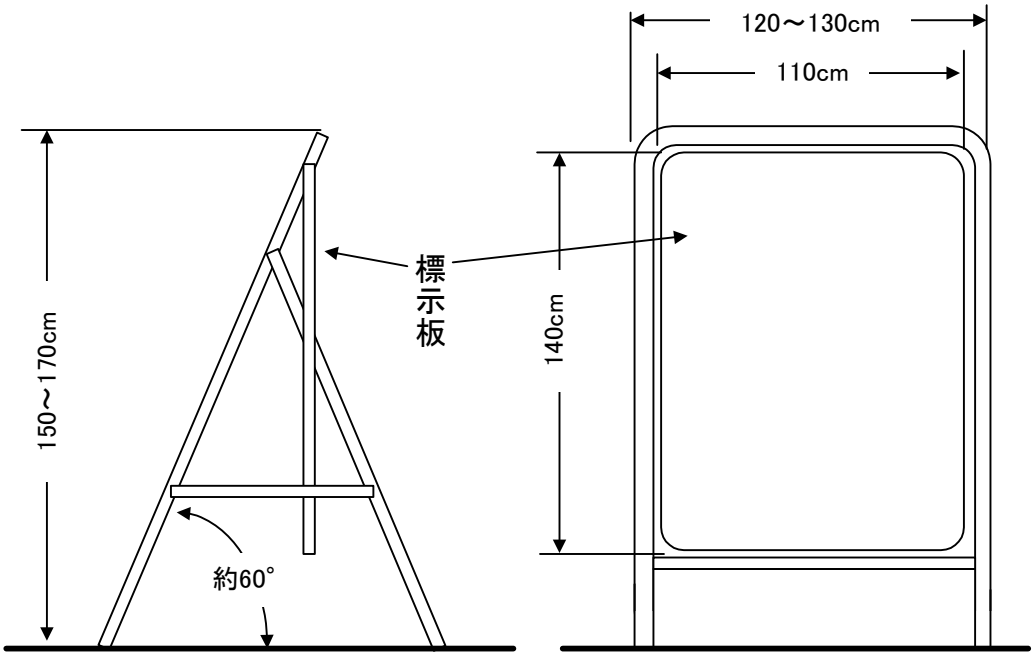

道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について

国道利第３８号
国道国防第２０６号
平成１８年3月３１日

国土交通省　道路局
路政課長　から　東北地方整備局道路部長　あて
国道・防災課長

道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成１５年１０月７日の当委員会の提言（「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板の設置について下記のとおり定め、平成１８年４月１日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

記

１　工事情報看板の設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約１週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式１及び図１を参考とするものとする。

２　工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式２及び図１を参考とするものとする。

３　占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記１、２の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあたっては、様式３、様式４を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

（様式１）工事情報看板
（道路補修工事）



（様式２）工事説明看板
（道路補修工事）

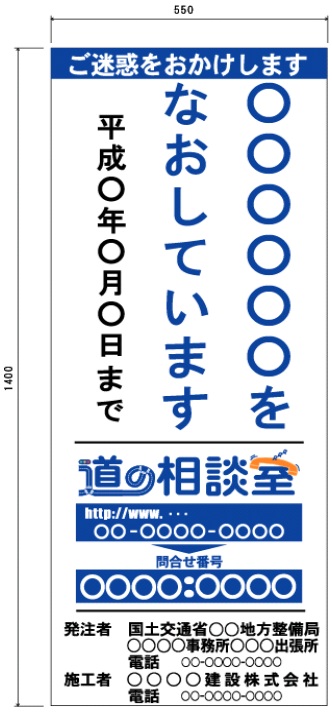

（様式３）工事情報看板
（占用企業工事）

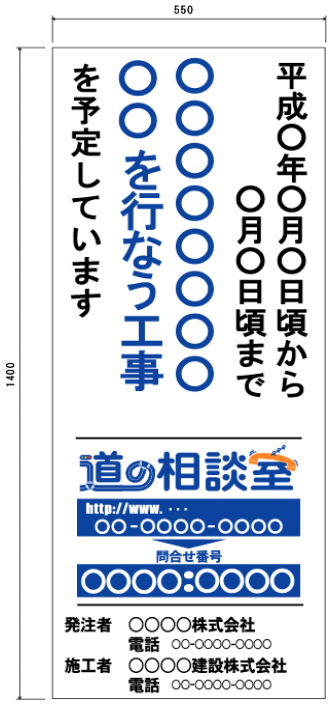

（様式４）工事説明看板
（占用企業工事）



（様式備考）

（１）色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
（２）工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図１　標示版の設置場所

